

東広島市の人口減少対策地域に移住して「創業」「事業承継」される方へ 東広島市移住者等創業及び事業承継支援事業補助金

東広島市の人口減少対策地域に移住して、「創業」又は「事業承継」をする方を対象に、地域産業の活性化や定住を促進することを目的として、対象経費の一部を補助します。

補助額

対象経費の **2分の1** 上限 **300万円**
(消費税及び地方消費税に相当する金額を除く)

対象経費

- ・ 店舗、事務所、営業所など補助対象事業を営むための建物の改修費用
- ・ 店舗等に設置する設備の整備費用
- ・ 店舗等で使用する器具及び備品の購入費用

交付対象者

①と②の両方に該当していること

① 移住等の要件(次のいずれかに該当)

- ア 人口減少対策地域に住所を有してから3年を経過していない者で、1年以上市外に住所を有していたもの
- イ 人口減少対策地域に住所を有してから3年を経過していない者で、1年以上人口減少対策地域以外の市内に住所を有していたもの
- ウ 人口減少対策地域に住所を移す予定がある者であって、1年以上市外に住所を有しているもの
- エ 人口減少対策地域に住所を移す予定がある者であって、1年以上人口減少対策地域以外の市内に住所を有しているもの

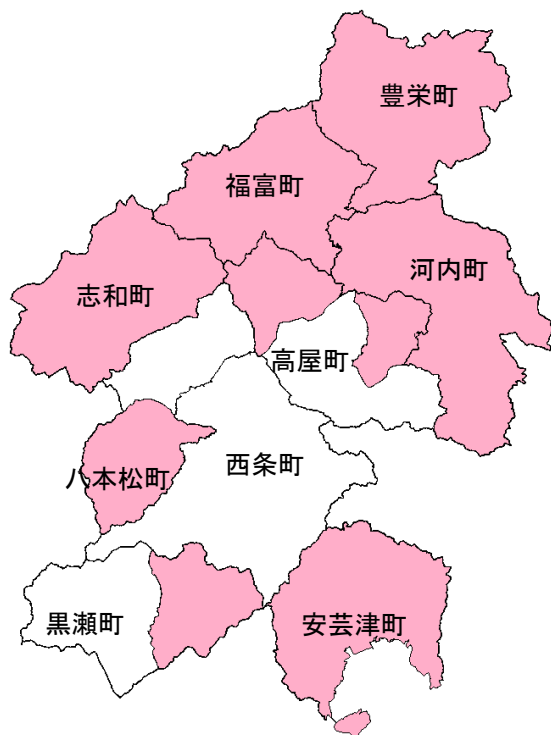
② 事業の要件(人口減少対策地域において行う対象事業(裏面参照)であって、次のいずれかに該当)

- ア 申請の時点で事業を営んでいない者が創業するもの
- イ 申請の時点で人口減少対策地域以外で既に事業を営んでおり、当該事業の全てを人口減少地域に移転して行うもの
- ウ 申請の時点で人口減少対策地域以外で既に事業を営んでおり、当該事業とは異なる業種の事業を開始するもの
- エ 市が指定する事業承継のマッチング事業により、人口減少対策地域で事業を営む者の事業を承継するもの
(事業承継のマッチング事業については、東広島市産業振興課(082-420-0921)へお問い合わせください)

人口減少対策地域とは

東広島市の中でも、高齢化や人口減少により地域コミュニティや基礎的生活機能の維持が課題となっている地域です。

	人口減少対策地域
西条町	なし
八本松町	八本松、川上小学校区
志和町	全域
高屋町	造賀、高屋東小学校区
黒瀬町	板城西、上黒瀬、乃美尾小学校区
福富町	全域
豊栄町	全域
河内町	全域
安芸津町	全域



● 対象事業とは

日本標準産業分類に掲げる産業のうち次に掲げるものに属する事業

大分類E—製造業

中分類09—食料品製造業
中分類12—木材・木製品製造業(家具を除く)
中分類13—家具・装備品製造業
中分類20—なめし革・同製品・毛皮製造業
中分類21—窯業・土石製品製造業
中分類24—金属製品製造業
中分類32—その他の製造業

大分類G—情報通信業

中分類39—情報サービス業
中分類40—インターネット附随サービス業
中分類41—映像・音声・文字情報制作業

大分類H—運輸業、郵便業

中分類43—道路旅客運送業
中分類44—道路貨物運送業

大分類I—卸売業、小売業

中分類57—織物・衣服・身の回り品小売業
中分類58—飲食料品小売業
中分類59—機械器具小売業
中分類60—その他の小売業
中分類61—無店舗小売業

大分類K—不動産業、物品賃貸業

中分類68—不動産取引業
中分類69—不動産賃貸業・管理業

大分類L—学術研究、専門・技術サービス業

中分類72—専門サービス業(他に分類されないもの)
中分類73—広告業
中分類74—技術サービス業(他に分類されないもの)

大分類M—宿泊業、飲食サービス業

中分類75—宿泊業
中分類76—飲食店
中分類77—持ち帰り・配達飲食サービス業

大分類N—生活関連サービス業

中分類78—洗濯・理容・美容・浴場業に該当する業種

大分類O—教育、学習支援業

中分類82—その他の教育、学習支援業に該当する業種

● 改修事例



改修前



改修後



移住者等創業及び事業承継支援事業補助金に関するお問い合わせはこちらから



東広島市 地域政策課 定住サポートセンター
住所: 〒739-8601 広島県東広島市西条栄町8-29
(市役所北館2階)
電話: 082-420-0401
メール: hgh200401@city.higashihiroshima.lg.jp



移住支援金



移住特設サイト